

令和7年度第11回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和8年3月3日(水)

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第77号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第78号 農地の転用の許可の申請について

議案第79号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第80号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第81号 非農地通知交付申請について

議案第82号 農用地利用集積等促進計画について(意見)

議案第83号 農用地利用集積等促進計画について(要請)

議案第84号 地域計画の変更について(意見)

議案第85号 事務委任について

(2) 報告

報告第50号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第51号 現況証明願について

報告第52号 農地の改良のための届出の受理について

報告第53号 農地の転用のための届出の受理について

報告第54号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第55号 令和7年岡崎市の農地の賃借料情報について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、9番 神谷 六雄

10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、13番 加藤 健一

14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光

37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

8 番 太田 政俊、18 番 近藤 靖一

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、主査、主事
- (2) 農務課 主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、8 番の太田 政俊委員 18 番の近藤 靖一委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは 12 番の保田 眞吉委員と 13 番の加藤 健一委員をお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第 77 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 15 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 66 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 25 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号 67 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 26 日。本案件は、相続により申請地を取得したが、知識に乏しく 30 年以上にわたり叔父である譲受人に耕作をしてもらっており、今後のことも考え、譲受人が申請地を譲り受け耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 68 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 27 日。本案件は、譲渡人が所有する申請地と譲受人が所有する田を交換することにより、譲受人の自宅により近くなり耕作しやすいため申請地を譲り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 69 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 27 日。本案件は、譲渡人が所有する申請地と譲受人が所有する田を交換することにより、申請地を耕作する方が耕作しやすいため譲り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：申請番号 70 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 27 日。本案件は、譲渡人が相続で農地を取得したが、建築業のため農業経験がほとんどなく、耕作機械も保有していないため耕作困難であるため、申請地と隣接する農地を所有しており、200m程の位置に自宅がある譲受人が申請地を譲り受け、所有地と一体にて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 71 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 1 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、申請地周辺の農地を利用権設定により耕作を行っている譲受人が申請地を譲り受け、効率よく収穫量を増やし、経営農地を拡張し農業に邁進したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号 72 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 23 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、申請地の草刈り等を今までしてきた譲受人が譲り受けて農地経営の拡大をしたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 73 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 23 日。本案件は、譲渡人が相続で取得したが、今まで共有者である義弟の譲受人の夫婦で耕作を行ってきたため、譲受人が申請地を譲り受けて農地経営の拡大をしたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 74 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 26 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、これまでブルーベリー栽培に継続して取り組み、今後の栽培規模拡大を見据え農地を探していた譲受人が申請地を譲り受け、今後も営農に精励したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

八田 委員：申請番号 75 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 21 日。本案件は、労力に余裕があり農業意欲があるため、長年耕作を行ってきた借入地である申請地を譲受人が買い受け、農業経営基盤の拡大を図り農耕に精進したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号 76 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 26 日。本案件は、岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理し、漆を生育して、樹液を採取・利用するというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(安) 委員：申請番号 77 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 25 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、申請地の隣地に家を新築する際に自分の農地が欲しいと思っていた譲受人が申請地を購入し、農地経営を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 78 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 23 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 79 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 23 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 80 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 23 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、いつか自然の豊かな場所で本格的に農業に取り組んでみたいという思いがあった譲受人が、理想的な移住先が見つかったことに加え、申請地を譲り受けられるというご縁があったことから、農業経営に挑戦したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 78 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いし

ます。

山口 委員：申請番号2番 調査年月日は令和8年2月23日。本案件は、高齢化に伴い、耕作が困難になったため、植林して山林として管理したいというものです。調査の結果、特に問題になるような項目は無く、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第79号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って9件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。なお、申請番号88番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見ををお願いいたします。

石川 委員：申請番号80番 調査年月日は令和8年2月25日。本案件は、県発注の災害復旧工事を受注したが、施工にあたり資材置場が必要となるため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号81番 調査年月日は令和8年2月25日。本案件は、現在住んでいる場所が県の収用にかかり、移転する必要があるため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

浅岡 委員：申請番号82番 調査年月日は令和8年2月28日。本案件は、現在自動車販売・整備業を営んでいるが、現在社用車置き場として利用している親族の土地の利用ができなくなり、スペースが不足するため、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 83 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 25 日。本案件は、現在家族 3 人で賃貸住宅に暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 84 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 26 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、段になっている申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 85 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 27 日。本案件は、現在賃貸住宅に夫と 2 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 86 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 23 日。本案件は、フェルト製造業を営んでいるが、事業拡大に伴い既存工場では対応が難しいため、申請地に工場を新設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(安) 委員：申請番号 87 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 25 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 3 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 88 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 88 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

鈴木(安) 委員：申請番号 88 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 25 日。本案件は、土木工事請負業を営んでいるが、業務拡大による重機・車両及び建築資材の増加に伴い、既存の駐車場・資材置場では不足するため、申請地を駐車場・資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に議案第 80 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

羽根田 委員：申請番号 15 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 22 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第 81 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

山口 委員：申請番号 15 番 調査年月日は令和 8 年 2 月 23 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものいたします。次に、議案第 82 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第 83 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(要請)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に、議案第 84 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(地域計画の変更(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：どこがどのように変わったかということがわかりにくいのですが、一目でわかるような資料を用意できるのでしょうか。また、この議案については変更があった場合、年に 1 回出てくると思うのですが、これからも 3 月に出てくるという考えでよろしいでしょうか。

事務局：変更箇所については、かなり細かく、多かったりするため、それをまとめるのには時間がかかってしまいます。基本的に除外等で減っていく傾向があるのですが、畜産農家を今回地域計画と目標地区に位置付けた関係で矢作と葵地区がそれぞれ 1 ha ずつ増えています。全体的に利用権の内容を反映させたので、現在の集積率や目標とする集積率が全体的に増加傾向にあります。変更の時期については、大体このくらいの時期にやろうと考えております。国の要綱等でいつにやらなければならないというのはなく、他の自治体もこのくらいの時期にやっているということは聞いております。

酒井(功) 委員：今後もそれほど大きな変更はなく、大体このまま進んでいき多少の変更が出てくる程度という感じでしょうか。

事務局：ご認識の通りです。

酒井(功) 委員：どのような変更があったかというのは我々も確認したいので、できるだけ努力や工夫をしていただければと思います。

事務局：承知しました。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、意見なしとします。次に、議案 85 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(事務委任について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、意見なしとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局:(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	149 件
現況証明願について	3 件
農地の改良のための届出の受理について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	6 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	14 件
令和 7 年岡崎市の農地の賃借料情報について	

会長:本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 30 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（12番）

岡崎市農業委員会委員（13番）